

収 入
印 紙

(清 契第 号)

委 託 契 約 書 (案)

1 委 託 件 名

2 履 行 場 所

3 契 約 金 額 金

円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額

円

4 履 行 期 間

平成 年 月 日 から

平成 年 月 日 まで

5 契 約 保 証 金

清瀬市契約事務規則第48条第2項の規定により免除

6 支 払 方 法

完了払い

上記の業務について、清瀬市を甲とし、受託者を乙として裏面の条項により委託契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲

清 瀬 市

代 表 者 清瀬市長 渋谷 金 太 郎

乙

(総 則)

第1条 乙は、仕様書、内訳書及び図面等に基づき頭書の契約金額（以下「契約金額」という。）をもって、頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）内に頭書の委託業務（以下「業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の仕様書、内訳書及び図面等に明示されていない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(業務主任技術者)

第2条 乙は、業務の履行について、技術上の管理をつかさどる業務主任技術者を定め、甲に通知しなければならない。

(業務工程表)

第3条 乙は、契約締結後業務工程表を作成し、甲に提出しなければならない。

(権利業務の譲渡等)

第4条 乙は、この契約によって生じる権利又は業務を第三者に譲渡し又は承継してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第5条 乙は、業務の処理を他に委託し又は請け負わせてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りではない。

(業務の調査等)

第6条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して業務の処理状況について調査をし又は報告を求めることができる。

(業務内容の変更等)

第7条 甲は、必要がある場合には、業務の内容を変更し又は業務に一時中止することができる。この場合において、契約金額又は履行期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(履行期間の延長)

第8条 乙は、乙の責めに帰することができない理由により、履行期間内に業務を完了することができないことが明らかになったときは、甲に対し遅滞なくその理由を附して履行期間の延長を求めることができる。

2 甲は、前項の場合、その理由がやむを得ないと認めるときは履行期間を延長することができるものとし、その延長日数について甲乙協議して定めるものとする。

(損害負担)

第9条 業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のた

めに生じた経費は、乙が負担するものとする。

(履行遅滞の場合における遅滞金)

第 10 条 乙の責めに帰する理由により、履行期間内に業務を完了することができない場合において、履行期間の経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがあると認めたときは、甲は、遅滞金を附して履行期間を延長することができる。

2 前項の遅滞金は、契約金額に対して、延長日数に応じて政府契約の支払い遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項に定める割合で計算して得た金額とする。

(検査及び引渡)

第 11 条 乙は、業務が終了したときは、遅滞なく甲に対して完了届及び報告書を提出しなければならない。

2 甲は、前項により提出を受けた時は、その日から 10 日以内に検査を行うものとし、適当と認めた時をもって業務が完了したものとする。

3 乙は、前項の検査の結果不合格となり、補正を命じられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。なお、修正時に要する期間については、甲乙協議して定めるものとし、再検査の期日については前項の規定を準用する。

(契約金額の支払)

第 12 条 乙は、前条の規定による検査及び再検査の合格の通知を受けたときは、甲の指示する手続きにより契約金額の支払いの請求をするものとする。

2 甲は、前項の支払請求があったときは、その日から 30 日以内に支払わなければならない。

(部分払)

第 13 条 乙は、この契約書で部分払いを約した場合において、業務既済部分に相応する委託代金相当額の 100 分の 90 を超えない額について、部分払を請求することが出来る。ただし、国又は東京都の補助対象である委託業務のうち、その業務が翌年度以降にわたるものであって、甲が特に必要があると認めたものの請負契約に係る既済部分については、その対価の全額までを支払うことが出来る。なお、委託代金相当額は、甲が認定する。

2 乙は部分払を請求しようとするときは、あらかじめ当該請求に係る業務の出来形部分の確認を甲に求めなければならない。この場合において、甲は、遅滞なく当該確認を行い、その結果を乙に通知しなければならない。

3 乙は前項の規定による確認があった場合は、書面をもって部分払を請求することができる。この場合において、甲は、速やかに部分払金を支払わなければならない。

4 前項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項中「委託代金相当額」とあるのは「委託代金相当額から既に部分払の対象となった委託代金相当額を控除した額」とする。

(かし担保)

第14条 乙は、業務完了後、業務内容にかしが発見されたときは、甲の請求により直ちにその補正を行わなければならない。

2 甲は、前項のかしの補正に代え、損害賠償を請求することができる。

(甲の解除権)

第15条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 乙の責めに帰すべき理由により履行期間内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 正当な理由がなく業務に着手しないとき。

(3) 第4条、第5条及び第19条の規定に違反したとき。

(4) 乙が第17条に規定する理由なしに契約の解除を申出たとき。

(5) 前各号のほか、乙がこの契約に違反し、その違反により甲がこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

2 前項の規定によりこの契約を解除したときは、既済部分は甲の所有とし、甲は、当該部分に対して相当と認める金額を支払うものとする。

(違約金)

第16条 前条第1項の規定によりこの契約を解除したときは、契約金額の10パーセントに相当する金額を違約金として、甲の指定する期間内に納付しなければならない。

(乙の解除権)

第17条 乙は、次の各号の一に該当する理由があるときは、あらかじめ相当の期間において、この契約を解除することができる。

(1) 第7条の規定により業務の内容を変更したため、契約金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第7条の規定により業務を一時中止したため、その中止期間が履行期間の2分の1以上に達したとき。

(3) 甲がこの契約に違反し、その違反により業務を完了することが不可能となったとき。

2 第15条第2項の規定は、前項の規定によりこの契約が解除された場合に準用する。

(相 殺)

第18条 甲は、乙から取得することができる金額があるときは、乙に対して支払うべき代金と相殺し、なお不足があるときはこれを追徴するものとする。

(秘密の保持)

第19条 乙は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(補 則)

第20条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じ甲乙協議して定めるものとする。